給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

三重県四日市市大矢知新町７番地18
再生債務者　稲垣　佳代

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年10月22日付け再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月27日　津地方裁判所四日市支部

平成２４年（再ロ）第１１号

広島市西区庚午北４丁目３番22―303号
再生債務者　花房千代美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年３月31日

広島地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　九十頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　七十九頁（号外第七十一号）

平成二十六年四月八日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（甲）株式会社エドウィン商事
代表取締役　常見　修二

秋田市土崎港相染町字浜ナシ山一七番地三
（乙）株式会社エドウィン・プロダクツ
ホールディングス
代表取締役　常見　修二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　九十頁（号外第七十一号）

平成二十六年四月八日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（甲）株式会社エドウィン商事
代表取締役　常見　修二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　八十頁（号外第七十一号）

平成二十六年四月八日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（甲）株式会社エドウィン・ホールディングス　代表取締役　常見　修二

東京都台東区池之端二丁目一番四五号
（乙）株式会社エドウィン・アセットマネージメント
代表取締役　常見　修二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十一号）

平成二十六年四月八日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（甲）株式会社エドウィン・ホールディングス　代表取締役　常見　修二

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（乙）株式会社エドウィン・トレード
マーク&ライセンス
代表取締役　常見　修二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十一号）

平成二十六年四月八日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（甲）株式会社エドウィン・ホールディングス　代表取締役　常見　修二

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（乙）エー・アンド・ティ・インターナショナル株式会社
代表取締役　常見　修二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月三十一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十一号）

平成二十六年四月八日

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（甲）株式会社エドウィン・ホールディングス　代表取締役　常見　修二

東京都荒川区東日暮里三丁目二七番六号
（乙）株式会社エドウィン土地建物
代表取締役　常見　修二